

Yoshinori Matsumiya



松宮良典 弁護士

新61期 ふくろう法律事務所 元社会福祉法人勤務・ケアマネージャー

● 元職は、福祉職

三重県伊勢市出身。社会福祉法人に就職し、ホームヘルパー、デイサービスの相談員、ケアマネージャー、特別養護老人ホーム等を運営する施設の副施設長を経験しました。ホームヘルパーは、障がい者の方にも派遣させていただいておりました。

● 福祉職を選んだ理由

大学は法学部でしたが、大学3年生から福祉に目覚めて、ボランティア活動を始めました。これがひとつのきっかけになりました。

例えば、障がいのある方が日帰り旅行をするために、1人の障がい者の方に対して1人ボランティアがついて車を押したり、視力障害があつて白杖をついている方の案内をしました。初めての土地のことはご存じないので、我々が手引きをするわけです。手引きするといっても、私が半歩前に立って、私の肘を持って

らって、階段があれば「階段です、段差があります」と説明しながら歩いていくのです。ボランティア活動を通して、障がい者の方から、障害を抱えながらも、自分なりに精いっぱい生きてらっしゃって、人生を真摯に生き抜いている姿に接したり、また、障がい者の方が執筆された本を読んでいると、障がい者の方の生きざまから自分が元気をもらっていることに気づくようになりました。自分もそういう方々の人生から教訓を得て、自分なりにもっとよりよく生きてみたいと思うようになっておりました。

他に、福祉職を選んだ理由は、もともと人が好きというのがありまして、昔から人の歩みというか、歴史というか、偉人伝とかが好きなおこともあつて、いろいろと経験豊かな方に接するのが好きということ、そして、その方が、自分らしく生活をするというときに、一番最後の最後になって社会から見放されたり孤立化して不幸せになってしまうという現実がありましたから、できるだけ一人一人のことをよく理解をして、

その人に合ったサービスを提供していくことが必要じゃないかと思ったからです。

● 元職から学んだこと

福祉職のときは訪問させていただくと、叱られることがありました。電話一本でも叱られます。例えば、私が午後2時に電話すると、「2時に電話してくるな」と怒られます。謝罪して、理由を尋ねると、「そんな寝てるやろう、何で昼間寝てる時間帯に電話してくるねん」と言われて、確かにそれはそうだよと私も反省しました。というのは、生活リズムを把握するのは福祉職の仕事です。生活リズムに合わせて、本人が電話に出やすい時間帯に電話をする。それに配慮するのは当たり前のお話なのです。

配膳もそうです。ヘルパーさんが料理をつくった後、配膳したときに、ご飯やおかずの位置がいつもの位置とずれていると叱られます。それは、ご本人には拘縮があつて、手の動く範囲が限定されているので、普段と違った位置に置くと、食事をうまく取れなくなるからです。ご本人の特性に合わせて合理的に配慮していかないと日常生活上の困難が生じるのです。

そういう意味では、福祉職のときにいろいろと要望・クレームをいただいているので、財産管理人とか成年後見人等になったときには、24時間シート、週間シートを使って本人の生活リズムを把握して、何曜日の何時の時間帯であれば、電話や定期訪問しても支障がないかということ聞いていきます。また、身上監護面では緊急時どうするかということが大事なので、薬はどこにありますとか、かかりつけ医はどこに電話をするか、すぐつながらなければ2番目、3番目はどこにしますかということ等を押さえていくことができております。

また、緊急通報システム（ペンダント式のボタンを押すだけで、救急車が駆け



つけてくれる。)というのがあって、私が、民生委員さんに近隣協力員をお願いをして、そのシステムを設置したところ、2013年8月、被後見人の方が、そのシステムを利用して通報した結果、緊急搬送され、命が助かったということもありました。

私は、これまでで勉強させていただいたことにはできるだけ配慮しながら、また知識も活用しながら、今仕事をしております。そういう意味では経験が生かされているかなと思います。

● 弁護士になって思うこと

今の弁護士としての立場から福祉の世界、介護の世界をみると、仕事柄のせいもありますが、ご利用者らしく生きるために質の高いサービスを提供するというよりも、儲け主義的でサービスが非常にずさんかなというふうに思うことがあります。

実は、厚生労働省のホームページに、介護サービス情報公表システム (<http://www.kaigokensaku.jp/>) がありまして、評価点についてオープンにしています。私が今まで受任し、訴訟になっている案件では、必ずこれを資料として出します。それを見ると相手方の事業所は都道府県単位の平均点より下回っているんです。行政は、介護サービス情報公表システムでその施設の問題点を把握しているわけですから、もう少し厳しく指導して、改善報告書を出させて、進捗状況をチェックしていくということをやっていく必要があるように思います。

個人的には、もし可能であれば弁護士会が何かで行政と連携して、弁護士も入って行って、書類をチェックしたり、ご利用者及び職員等から事情を聞き取る等して、ここが問題だからと改善報告を求めて、改善させていくということができるといいのではないかと考えています。

● 今の仕事

正味の話、私の仕事というのは着手金10万円前後が多いです。それでも事務員2人(社会保険労務士、ケアマネジャーの資格あり。1人は非常勤ですが。)を雇って、自分も同世代の一般の平均以

上の収入を得て、やっていけております。地域包括と連携をしたり、自分からもっと福祉職にかかわって行って、社会資源とのネットワークを形成し、相談しやすい関係を作っていく中で、いろいろと相談をしていただいております。

● 今後の抱負

私としては、高齢者・障がい者の方が、地域の中で自分らしく生活できるように、弁護士がもっと福祉・介護の世界に入って行って、できる限り早い段階で気軽に法律相談をしていただくことで、タイムリーに司法的支援をしていくシステムを構築することができればと考えております。

そのためには、もっと出張相談を積極的にしていく必要があると思います。出張して行くだけで「弁護士さんが来てくれた」みたいに言われて、「そこで話を聞いてくれているというだけで、今までのいろんなつかえが取れてよかったです」ということがあって、それはそれで受任に至らなかったとしても私はいいと思うんです。出張相談の際には、無批判的にご本人のお話をありのままに受け入れていく姿勢が必要だと思います。

お宅に訪問すると、その間取りであったり家具はどういうものがあるとか、片づけ具合、服装や、また食料品とか、そういう部屋の様子を見ることで、どのぐらいの生活のレベルだとか、また、人が入っていると一覧表が張ってありますから、どういう人が入ってきているかということが分かるんです。それで生活をおおよそ予測して行って、その中で本人から言われたことだけやるのではなくて、本人が本当は一番解決したいと思っていることは何かを考えていく。一番解決したいことは、実は恥ずかしくて言い出せないところがあって、それをいかに酌み取ってその問題を顕在化し、法的に解決するとともに、福祉サービスにつなげて、将来的に自分らしく生活していくために、支援していくことも必要かなと思っています。

他にも地域包括支援センター等において設置・運営される「地域ケア会議」にも積極的に参加していければと思います。

● 福祉職との信頼関係の形成

以前、男女共同参画の企画で「介護のいろは」という講演をさせていただきました。いくつか企画目的がありましたが、その一つに、弁護士が意外に介護保険のことを理解できていないので、いろはから勉強する機会ということで開催されました。たしかに、介護保険なら介護保険のいろいろな用語が多過ぎて、それが一体何の意味なのかということを一一つ聞くのが弁護士としてつらいというところは確かにあるのかなとは思っています。

弁護士の仕事の中には、最初から何も分からない分野もあるかと思っています。それでも、一つ一つ依頼人の方からいろいろお話を聞きしたり、文献にあたったりしてやっていくことになると思います。その方法は、福祉分野の仕事をする場合も一緒だと思います。ですから、弁護士から福祉職にアプローチしていく必要があると思います。福祉職にとってはやはり弁護士に対して敷居が高いと感じていらしゃいますから、福祉職から弁護士に積極的にアプローチするのは難しいと思いますので。

ですから、「ここが分かれへんからちょっと教えて」と弁護士から言うことによって、福祉職の人も逆に聞きやすくなると思います。弁護士の先生って介護保険の要介護度も、単位数も知らんの、とっていただければ、逆に、福祉職も、弁護士からすればこんなことも知らんのかということ聞いてもいいんだというように思ってもらえる。そうすると福祉職の方も弁護士と話をしやすくなると思います。そういう意味では、弁護士から積極的にこれ分かれへんから教えてということをしらけ出すほうが返って信頼関係はつくりやすいかなと思います。福祉の人は、とにかく顔の見える人を信用していくというところがあるので、その点ではそういうお話をさせていただいたらと思います。

(Interviewer: 蝶野弘治)
Photo: 武田)